

平成 19 年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。) 第 49 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

II 調査の対象

1 対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関のすべて

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、行政改革推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部及び人事院

(注) 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

内閣府、**宮内庁**、**公正取引委員会**、**国家公安委員会**及び**金融庁**

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁、環境省及び防衛省

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

<法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

第6号 会計検査院

2 対象期間

平成19年4月1日から20年3月31日までの状況について、平成20年3月31日現在で調査

III 調査の結果

1 監査・点検、教育研修の状況

(1) 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は隨時に監査を行うことを求めている。

平成 19 年度に監査を実施しているのは、表 1 のとおり、40 機関となっており、すべての機関で監査を実施している。

これらの監査について、要措置事項の有無をみると、措置すべき事項があると指摘されたものは 20 機関、措置を要する事項がないと指摘された機関は 20 機関となっている。

表 1 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関数、%)

年 度	総 数	要措置事案のある機関	未措置事項がある場合				要措置事案なし	
			全部措置済み	未措置事項がある場合				
				対応予定あり	対応予定なし	監査直後のため方針未定		
平成 19 年度	40 (100)	20 (50.0)	12 (30.0)	8 (20.0)	0 (0)	0 (0)	20 (50.0)	
(参考) 平成 18 年度	39 (100)	23 (59.0)	8 (20.5)	12 (30.8)	0 (0)	3 (7.7)	16 (41.0)	

(注) 各行政機関における主たる監査担当部局の名称は、資料 2-1 のとおり。

(2) 点検の状況

指針では、監査とともに、それぞれの保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について点検を行うことを求めている。

平成 19 年度に点検を行った保護管理者は、表 2 のとおり、保護管理者 26,916 人のうち、26,111 人 (97.0%) となっている。

表 2 点検を行った保護管理者数

(単位：人、%)

年 度	保護管理者数	
	うち点検を実施した保護管理者の数	
平成 19 年度	26,916	26,111 (97.0)
(参考) 平成 18 年度	26,288	25,619 (97.5)

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 19 年度に調査対象機関において実施された教育研修の回数は、表 3 のとおり、8,430 回となっている。

その内訳をみると、総括保護管理者が実施した教育研修は 135 回、特定の部局又は地方支分部局等単位で実施した教育研修は 7,959 回、他の行政機関等が主催する研修に参加させた回数が 336 回となっている。

表 3 教育研修の実施状況

(単位：回)

年 度	教育研修の回数			
		総括保護管理者が実施した教育研修の回数	特定部局又は地方支分部局等単位で実施した教育研修の回数	他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数
平成 19 年度	8,430 (100)	135 (1.6)	7,959 (94.4)	336 (4.0)
(参考) 平成 18 年度	6,579 (100)	288 (4.4)	5,945 (90.4)	346 (5.3)

2 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）により公表している。

平成 20 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表 4 のとおり、83,485 ファイルとなっている。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 88.1% を占めており、人数の規模別にみると 1 万人未満のものが 72.9% を占めている。

表 4 個人情報ファイルの状況

(単位：ファイル)

	(総数)	(内訳)			
		1 万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 100 万人未満	100 万人以上
計	83,485 (100)	60,877 (72.9)	15,954 (19.1)	6,548 (7.9)	106 (0.1)
電算処理	73,520 (88.1)	52,580	14,387	6,455	98
マニュアル処理	9,965 (11.9)	8,297	1,567	93	8

(2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

行政機関では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るために、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成19年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、表5のとおり、業務委託等を実施した個人情報ファイルは67,511ファイルとなっており、その内訳は、記録情報の全部又は一部の取扱いを業務委託しているものが67,306ファイル、派遣労働者に行わせたものが206ファイルとなっている。

業務委託先についてみると、業務委託を行っているもののうち民間事業者等に対するものが99.7%を占めている。

表5 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位：ファイル、%)

業務委託等を実施したもの	業務委託等の内容別の内訳(複数該当あり)				
	業務委託	業務委託先別の内訳(複数該当あり)		派遣労働者	
		民間事業者等	その他		
計	67,511 (100)	67,306 (99.6)	67,305 (99.7)	1 (0.0)	206 (0.3)
電算処理	67,248 (99.6)	67,186	67,185	1	63
マニュアル処理	263 (0.4)	120	120	0	143

(注) 1. 「業務委託等の内容別の内訳」については、1ファイルの一部を民間事業者等、一部を派遣労働者に委託する場合があるため、内訳の合計のファイル数と「業務委託等を実施したもの」は一致しない。

2. 業務委託先別の「その他」とは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

(3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第8条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成19年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表6のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-2①、②を参照。

表6 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年 度	法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)
平成19年度	2,161	656
(参考)平成18年度	2,131	638

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法第141条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第8条第2項に規定されたもので、例えば、人事院が給与勧告のために実施する職種別民間給与実態調査に必要な基礎データとして、源泉徴収義務者ファイルの記録情報の一部を国税庁から人事院に提供するものなどがある。

3 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

平成 19 年度に各行政機関の長（法第 46 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）に対して行われた請求事案の件数は、表 7-1～3 のとおり、開示請求が 74,756 件、訂正請求が 22 件、利用停止請求が 5 件となっている。

平成 19 年度に各行政機関の長が処理すべき事案は、①受付件数、②前年度からの持ち越し件数、③他機関から事案の移送を受けた件数（注）の計（開示請求 75,510 件、訂正請求 24 件、利用停止請求 5 件）となっており、その処理状況は、以下のとおりとなっている。

- （注）1. 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度に設けられているが、利用停止請求制度については、請求を受けた行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該行政機関において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。
 2. 行政機関の長への事案の移送は、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関から行われる場合と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合とがあり、いずれの場合も移送を受けた行政機関の長において処分を行わなければならないこととされている。
 3. 行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、独立行政法人等個人情報保護法第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 7-1 処理の状況（開示請求）

（単位：件、%）

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	①受付件数	②前年度からの持ち越し件数	③他機関から移送を受けた件数	計	決定等を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	他機関に全部を移送した件数	次年度に処理を持ち越した件数
平成 19 年度	74,756	743	11	75,510 (100)	74,077 (98.1)	262 (0.3)	15 (0.0)	1,156 (1.5)
（参考） 平成 18 年度	74,817	552	10	75,379 (100)	74,419 (98.7)	203 (0.3)	14 (0.0)	743 (0.9)

- （注）1. 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 20 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。
 2. 1 件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。
 3. 「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。
 4. 「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。
 5. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機間に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。

表 7-2 処理の状況(訂正請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	①受付件数	②前年度からの持ち越し件数	③他機関から移送を受けた件数	計	決定等を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	他機関に全部を移送した件数	次年度に処理を持ち越した件数
平成 19 年度	22	0	2	24 (100)	22 (91.7)	0 (0)	2 (8.3)	0 (0)
(参考) 平成 18 年度	4	1	0	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 20 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

表 7-3 処理の状況(利用停止請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況		
	①受付件数	②前年度からの持ち越し件数	計	決定等を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	次年度に処理を持ち越した件数	
平成 19 年度	5	0	5 (100)	4 (80.0)	0 (0)	1 (20.0)	
(参考) 平成 18 年度	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

(注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 20 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

また、受け付けた訂正請求・利用停止請求について、請求内容の区別別にみると、表 7-4 のとおりとなっている。

表 7-4 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区別別の状況

(単位：件)

年 度	訂 正 請 求				利 用 停 止 請 求			
	件数	区別別の内訳(複数該当あり)			件数	区別別の内訳(複数該当あり)		
		訂正	追加	削除		利用の停止	消去	提供の停止
平成 19 年度	22	21	0	2	5	4	4	2
(参考) 平成 18 年度	4	4	0	0	0	0	0	0

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ア 平成 19 年度には、開示決定等 74,097 件、訂正決定等 22 件、利用停止決定等 4 件の決定等が行われており、これらの状況は、表 8-1～3 のとおりとなっている。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されるもの（法第16条に基づく裁量的開示）があるが、平成19年度には実績がなかった。

表8-1 処分の状況(開示決定等)

(単位：件、%)

年 度	決定等の件数	開示決定等		不開示決定	(全部及び一部を開示したものうち)裁量的開示
		全部	一部		
平成19年度	74,097 (100)	72,739 (98.2)	13,580 (18.3)	59,159 (79.8)	1,358 (1.8) 0 (0)
(参考) 平成18年度	74,434 (100)	73,475 (98.7)	13,059 (17.5)	60,416 (81.2)	959 (1.3) 0 (0)

(注) 1. 「裁量的開示」欄は、全部又は一部を開示したもの内の内数である。

2. 処分の件数は、請求者への処分通知の件数を計上している。請求のあった1事案を分割して複数の処分を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の処分として通知しているものがあることから、表8-1～3の「決定等の件数」と表7-1～3の「決定等を行って事案の処理を終了した件数」とは一致しない。

表8-2 処分の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	決定等の件数	訂正決定		不訂正決定
		全部	一部	
平成19年度	22 (100)	1 (4.5)	1 (4.5)	0 (0) 21 (95.5)
(参考) 平成18年度	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0) 5 (100)

表8-3 処分の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	決定等の件数	利用停止決定		不利用停止決定
		全部	一部	
平成19年度	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0) 4 (100)
(参考) 平成18年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

イ 行政機関の長は、請求があったときは、請求があった日から30日以内に決定をしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することとされている。

また、請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から60日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、処分の期限の特例として、60日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている。

平成 19 年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等に係る処分の状況についてみると、表 9-1～3 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 79 件、延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったものが開示請求事案で 2 件、期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに決定されなかったものが開示請求事案で 11 件みられる。

(注) 「30 日以内に決定されなかったもの」又は「延長した期限までに決定されなかったもの」、「期限の特例を適用した事案のうち通知した期限まで決定されなかったもの」に計上された事案の概要是、資料 2-3 ①、②、③を参照。

また、調査日現在（平成 20 年 3 月 31 日）、次年度に処理を持ち越した事案のうち、延長手続を採っていない事案で 30 日を超過しているものが開示請求事案で 3 件みられる。
 (注) 「30 日を超過しているもの」の概要是、資料 2-3 ④を参照。

表 9-1 期限の延長、遵守の状況（開示決定等）

（単位：件、%）

年 度	総数	30 日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかつたもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかつたもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかつたもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかつたもの (⑥)
平成 19 年度	74,097 (100)	74,005 (99.9)	92 (0.1)	73,623 (99.4)	79 (0.1)	376 (0.5)	2 (0.0)	6 (0.0)	11 (0.0)
(参考) 平成 18 年度	74,434 (100)	74,378 (99.9)	56 (0.0)	74,136 (99.6)	51 (0.0)	241 (0.3)	5 (0.0)	1 (0.0)	0 (0)

表 9-2 期限の延長、遵守の状況(訂正決定等)

（単位：件、%）

年 度	総数	30 日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかつたもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかつたもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかつたもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかつたもの (⑥)
平成 19 年度	22 (100)	22 (100)	0 (0)	15 (68.2)	0 (0)	5 (22.7)	0 (0)	2 (9.1)	0 (0)
(参考) 平成 18 年度	5 (100)	5 (100)	0 (0)	3 (60.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)

表 9-3 期限の延長、遵守の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30 日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかつたもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかつたもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかつたもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかつたもの (⑥)
平成 19 年度	4 (100)	4 (100)	0 (0)	2 (50.0)	0 (0)	2 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考) 平成 18 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

30 日以内又は期限までに決定されなかつたものについて機関別にみると、表 9-4～5 のとおりとなっている。

また、30 日以内又は期限までに決定されなかつた理由については、請求対象の保有個人情報の未達並びに内容の精査又は第三者への意見照会に時間を要したこと等を挙げている。

表 9-4 30 日以内又は期限までに決定されなかつたものの機関別内訳

○ 延長手続を採らなかつた事案で 30 日以内に決定がされなかつたもの

(単位：件)

開示請求関係	行政機関名	件数	超過した日数		
			1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月超
開示請求関係	法務省	1	0	1	0
	国税庁	1	0	1	0
	厚生労働省	8	0	6	2
	社会保険庁	60	19	31	10
	経済産業省	4	0	0	4
	特許庁	5	0	0	5
計		79	19	39	21

(注) 訂正請求・利用停止請求については、30 日以内に決定されなかつた事案はなかった。

○ 延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかつたもの

(単位：件)

開示請求関係	行政機関名	件数	超過した日数		
			1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月超
開示請求関係	社会保険庁	2	0	2	0

(注) 訂正請求・利用停止請求については、期限までに決定されなかつた事案はなかった。

○ 期限の特例を適用した事案で期限までに決定されなかったもの

(単位：件)

行政機関名	件数	超過した日数		
		1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月超
開示請求関係	社会保険庁	11	2	5 4

(注) 訂正請求・利用停止請求については、期限までに決定されなかった事案はなかった。

また、次年度に処理を持ち越した事案で既に期限を過ぎているものについて機関別にみると、表9-5のとおりとなっており、超過している理由については、請求対象の保有個人情報の未達、文書の特定等に時間を要したこと等を挙げている。

表9-5 次年度に処理を持ち越した事案のうち、既に期限を超過しているものの機関別内訳

○ 延長手続を探っていない事案で30日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数	超過した日数		
		1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月超
開示請求関係	社会保険庁	2	0	1 1
	国土交通省	1	0	0 1
	計	3	0	1 2

(注) 訂正請求・利用停止請求については、期限を超過している事案はなかった。

ウ 平成19年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等に係る処分において、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由をみると、表10-1～3のとおりとなっている。

表10-1 全部又は一部を不開示とした理由（開示決定等）

(単位：件、%)

年 度	全部又は一部を不開示とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に該当	保有個人情報不存在	存否応答拒否	その他
平成19年度	60,517 (100)	59,176 (97.8)	911 (1.5)	40 (0.0)	421 (0.7)
(参考) 平成18年度	61,375 (100)	60,457 (98.5)	784 (1.3)	17 (0.0)	130 (0.2)

(注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不開示とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

2. 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

表 10-2 全部又は一部を不訂正とした理由（訂正決定等）

(単位：件、%)

年 度	理由の内訳(複数該当あり)				
	全部又は一部を不訂正とした事案の件数	行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手続きが定められていることによるもの	その他
平成 19 年度	21 (100)	21 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考) 平成 18 年度	5 (100)	4 (80.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0.0)

(注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不訂正とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

2. 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

表 10-3 全部又は一部を不利用停止とした理由（利用停止決定等）

(単位：件、%)

年 度	理由の内訳(複数該当あり)				
	全部又は一部を不利用停止とした事案の件数	行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手続きが定められていることによるもの	その他
平成 19 年度	4 (100)	3 (75.0)	0 (0)	1 (25.0)	1 (25.0)
(参考) 平成 18 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不利用停止とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

2. 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

不開示情報に該当することを理由としたものについて法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するか、存否応答拒否によるものについて存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをそれぞれみると、表 10-4 のとおりとなっている。

表 10-4 不開示情報に該当することを理由としたもの及び存否応答拒否によるものの内訳
(単位：件、%)

不開示情報の区分	不開示情報に該当		存否応答拒否	
	59,176	(100)	40	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	第 1 号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	120	(0.2)	0 (0)
	第 2 号 請求者以外の個人に関する情報	1,062	(1.8)	22 (55.0)
	第 3 号 法人等に関する情報	921	(1.6)	7 (17.5)
	第 4 号 国の安全等に関する情報	4	(0.0)	1 (0.3)
	第 5 号 公共の安全等に関する情報	93	(0.2)	5 (12.5)
	第 6 号 審議、検討等に関する情報	21	(0.0)	0 (0)
	第 7 号 事務又は事業に関する情報	58,304	(98.5)	16 (40.0)

(注) 1 件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、不開示情報又は存否応答拒否とし

た事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

不訂正・不利用停止とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 10-5～6 のとおりとなっている。

表 10-5 不訂正とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

行政機関の長の判断によるもの		21 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	評価に関するもの	7 (33.3)
	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	5 (23.8)
	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	10 (47.6)
	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかつたもの	4 (1.9)

(注) 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、行政機関の長の判断によるものとした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

表 10-6 不利用停止とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

行政機関の長の判断によるもの		3 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	違法に取得したものではないもの	3 (100)
	法 3 条 2 項の規定に違反していないもの	3 (100)
	利用目的以外の目的で利用されていないもの	2 (66.7)
	利用目的以外の目的で提供されていないもの	1 (33.3)
	行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0)
	事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	0 (0)

(注) 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、行政機関の長の判断によるものとした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

(3) 不服申立ての状況

ア 処分について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長（法第 46 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成 19 年度に行われた不服申立ての状況をみると、表 11-1～2 のとおりとなっている。

表 11-1 不服申立ての件数
(単位：件)

区分	年 度	不服申立て の件数	審査請求		異議申立て
			審査請求	異議申立て	
開示請 求関係	平成 19 年度	371	174	197	
	(参考) 平成 18 年度	153	119	34	
訂正請 求関係	平成 19 年度	5	5	0	
	(参考) 平成 18 年度	2	1	1	
利用停 止請求 関係	平成 19 年度	1	1	0	
	(参考) 平成 18 年度	0	0	0	

表 11-2 不服申立ての内容

(単位：件)

	不開示決定に対する不服				開示決定に対する不服	不作為に対する不服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他
	不開示情報に該当することに対するもの	保有個人情報の不存在とすることに対するもの	存否応答拒否に対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等とすることに対するもの				
開示請求関係	83	12	7	253	80	4	0	7
	不訂正・不利用停止の決定に対する不服				訂正決定に対する不服	不作為に対する不服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他
	行政機関の長の判断とすることに対するもの	保有個人情報の不存在とすることに対するもの	他の法令で特別の手続きが定められていることに対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等とすることに対するもの				
訂正請求関係	5	0	0	0	0	0	0	0
利用停止請求関係	1	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 1件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、各項目の計と表 11-1 の「不服申立ての件数」とは必ずしも一致しない。

2. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する不服申立て等の件数を計上するものである。

イ 法第 42 条において、不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

平成 19 年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案について、その処理状況をみると、表 12-1 のとおりとなっている。

表 12-1 不服申立て事案の処理状況

(単位：件、%)

区分	年 度	処理すべき件数	裁決・決定等により処理を終了した件数	取り下げられた件数	処理中の件数 (次年度に持ち越し)	内 訳		
						処理方針の検討中、諮問の準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申後、裁決・決定の準備中
開示請求関係	平成 19 年度	519 (100)	191 (36.8)	19 (3.7)	309 (59.5)	175 (33.7)	93 (17.9)	41 (7.9)
	(参考)	226	52	25	149	104	41	4
	平成 18 年度	(100)	(23.0)	(11.1)	(65.9)	(46.0)	(18.1)	(1.8)
訂正請求関係	平成 19 年度	7 (100)	0 (0)	0 (0)	7 (100)	4 (57.1)	3 (42.9)	0 (0)
	(参考)	3	1	0	2	2	0	0
	平成 18 年度	(100)	(33.3)	(0)	(66.6)	(66.6)	(0)	(0)
利用停止請求関係	平成 19 年度	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)
	(参考)	0	0	0	0	0	0	0
	平成 18 年度	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

平成 19 年度において、裁決・決定等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表 12-2 のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものはなかった。

表 12-2 不服申立てに対する裁決・決定等の状況（開示決定等）

(単位：件、%)

審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの (計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
11	—	4	—	6	1
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの (計)					
申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他	
180	160	1	19	—	0
計 (比率)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
191 (100)	160 (83.8)	5 (2.6)	19 (10.0)	6 (3.1)	1 (0.5)

(注) 1. 訂正請求、利用停止請求については、裁決・決定等により処理を終了した案件はない。

2. 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したもののが件数を示す。

ウ 平成 19 年度における不服申立ての処理日数の状況をみると、不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数については、表 13-1 のとおりとなっている。

表 13-1 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数（開示決定等）
(単位：件、%)

年 度	裁決・決定等により処理を終了した件数	不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数				
		90 日以内	90 日超半年以内	半年超9か月以内	9か月超1年以内	1 年超
平成 19 年度	191 (100)	28 (14.6)	100 (52.4)	20 (10.5)	18 (9.4)	25 (13.1)
(参考) 平成 18 年度	52 (100)	9 (17.3)	20 (38.5)	13 (25.0)	6 (11.5)	4 (7.7)

(注) 訂正請求、利用停止請求については、裁決・決定等により処理を終了した案件はない。

また、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成 20 年 3 月 31 日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の不服申立てを受けてからの経過日数については、表 13-2 のとおりとなっている。

表 13-2 不服申立てを受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間
(単位：件、%)

		諮問した件数			処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の件数			
		不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数			不服申立てを受けてからの経過日数			
		30 日以内	30 日超90 日以内	90 日超	30 日以内	30 日超90 日以内	90 日超	
開示請求 関係	269 (100)	68 (25.3)	172 (63.9)	29 (10.8)	175 (100)	84 (48.0)	25 (14.3)	66 (37.7)
訂正請求 関係	3 (100)	0 (0)	1 (33.3)	2 (66.7)	4 (100)	0 (0)	2 (50.0)	2 (50.0)
利用停止 請求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-3⑤、⑥、⑦、⑧を参照。

そのうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの及び②不服申立てを受けてからの経過日数が 90 日超のものについて機関別にみると、表 13-2 ①及び②のとおりとなっている。

表 13-2① 不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のものの機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			90 日超 100 日以内	100 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超
開示請求関係	警察庁	1	0	1	0	0
	外務省	1	0	0	1	0
	厚生労働省	20	0	2	8	10
	社会保険庁	4	0	0	2	2
	経済産業省	3	0	0	3	0
	計	29	0	3	14	12
訂正請求関係	厚生労働省	2	0	0	0	2

(注) 利用停止請求については、90 日超の案件はない。

表 13-2② 調査日現在(平成 20 年 3 月 31 日)、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、不服申立てを受けてからの経過日数が 90 日超のものの機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			90 日超 100 日以内	100 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超
開示請求関係	法務省	2	0	1	0	1
	国税庁	1	0	1	0	0
	厚生労働省	48	0	6	20	22
	国土交通省	14	0	0	6	8
	環境省	1	0	0	0	1
	計	66	0	8	26	32
訂正請求関係	厚生労働省	2	0	2	0	0

(注) 利用停止請求については、90 日超の案件はない。

諮問までに長期間を要している理由として、不服申立て事案の処理が集中したこと、請求対象の保有個人情報が大量であったことから慎重な検討を行うために時間を要したこと、他の業務が多忙であったこと等を挙げている。

また、答申を受けてから裁決・決定を行った日までに要した日数及び調査日現在で裁決・決定の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 13-3 のとおりとなっている。

表 13-3 答申を受けてから裁決・決定(準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮詢して 裁決・決定を行った件数			審査会の答申を受けて 裁決・決定の準備中の件数				
	答申を受けてから裁決・決定を した日までに要した日数			答申を受けてからの 経過日数				
	30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超	30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超		
開示請 求関係	180 (100)	141 (78.4)	33 (18.3)	6 (3.3)	41 (100)	38 (92.7)	2 (4.9)	1 (2.4)

(注) 1. 60 日超となっている事案の概要是、資料 2-3 ⑨、⑩を参照。

2. 訂正請求、利用停止請求については実績なし。

このうち、①答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が 60 日超のもの及び②答申を受けてからの経過日数が 60 日超にものについて、機関別にみると、表 13-3 ①及び②のとおりとなっている。

表 13-3 ① 答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が 60 日超のもの
の機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			60 日超 70 日以内	70 日超 90 日以内	90 日超 半年以内	半年超
開示請 求関係	法務省	2	2	0	0	0
	厚生労働省	4	0	1	1	2
	計	6	2	1	1	2

(注) 訂正請求、利用停止請求については、60 日超のものはなかった。

表 13-3 ② 答申を受けてからの経過日数が 60 日超のものの機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			60 日超 70 日以内	70 日超 90 日以内	90 日超 半年以内	半年超
開示請 求関係	国土交通省	1	0	0	0	1

(注) 訂正請求、利用停止請求については、60 日超のものはなかった。

(4) 審査会における審査状況

法では、不服申立てを受けた行政機関の長は、却下等をする場合を除き、審査会に諮問することとされており、同審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行うこととなる。

平成19年度における審査会への諮問・答申の状況は、表14のとおりとなっている。

表14 審査会における審査状況

(単位：件、%)

開示請求関係	審査会	諮問件数	前年度から の持ち越し件数	計	答申件数	うち諮問庁の判断は			取り下げられた件数	次年度に 持ち越した件数
						妥当であるとしたもの	一部妥当でないとしたもの	妥当でないとしたもの		
開示請求関係	内閣府	168	38	206	147 (100)	127 (86.4)	18 (12.2)	2 (1.4)	1	58
	会計検査院	4	0	4	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0	2
	計	172	38	210	149 (100)	129 (86.6)	18 (12.1)	2 (1.3)	1	60
訂正請求関係	内閣府	3	0	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	3

(注) 利用停止請求については、実績はなかった。

(5) 訴訟の状況

開示決定等の取り消し等を求める訴訟についてみると、表15のとおり、平成19年度に新たに7件が地方裁判所に提起されている。

この7件及び前年度から係属している2件の計9件のうち、平成19年度には、5件の判決が出されている。

また、高等裁判所（控訴審）には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として2件の控訴事件が係属し、そのうち1件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てを行ったものが2件あり（前年度から係属している1件を含む。）、そのうち1件について判決が出されている。

(注) 判決の概要については、資料2-3⑪を参照。

表15 行政機関個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位：件)

			平成19年度	(参考) 平成18年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	7	4	
		2	3	
	係属 計	9	1	
	判決	5	1	
	取下げ	1	1	
	審理中（次年度に持ち越し）	3	2	
高等裁判所 (控訴審)	新規控訴	2	1	
		0	1	
	係属 計	2	0	
	判決	1	1	
	取下げ	0	0	
	審理中（次年度に持ち越し）	1	0	
最高裁判所 (上告審)	新規上告	1	1	
		1	0	
	係属 計	2	1	
	判決	1	0	
	取下げ	0	0	
	審理中（次年度に持ち越し）	1	0	

4 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

(1) 漏えい等事案の発生状況

平成 19 年度に、各行政機関において個人情報の漏えいが発生したと認められる事案の件数は、表 16 のとおり、531 件（昨年度 530 件）となっている。
これらの事案を発生形態別にみると、誤送付・誤送信（62.0%）が最も多くなっている。

表 16 漏えい等事案の件数（発生形態別）

（単位：件、%）

年 度	漏えい等事案の件数	発 生 形 態 別							
		誤送付 ・誤送信	誤 交 付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出	うち ウイルス	盜難	
平成 19 年度	531 (100)	329 (62.0)	68 (12.8)	9 (1.7)	81 (15.3)	14 (2.6)	9 (1.7)	14 (2.6)	16 (3.0)
（参考） 平成 18 年度	530 (100)	339 (64.0)	66 (12.4)	16 (3.0)	79 (14.9)	10 (1.9)	4 (0.8)	9 (1.7)	11 (2.1)

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

漏えい等事案の対象となった個人情報の種類をみると、表 17 のとおり、国民等に係る漏えいが 481 件（90.6%）となっている。

また、個人情報により識別できる個人の数の規模別にみると、事案に含まれる個人の数が 5 人以下のものが、372 件(70.0%)と最も多くなっている。

表 17 漏えい等事案の内容（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、%）

年 度	漏えい等事案の件数(再掲)	個人の数							
		情報の種類			1 人～5 人	6 人～50 人	51 人～100 人	101 人～1,000 人	
		國民等及 び職員	國民等	職員					
平成 19 年度	531 (100)	29 (5.4)	481 (90.6)	21 (4.0)	372 (70.0)	98 (18.5)	16 (3.0)	37 (7.0)	8 (1.5)
（参考） 平成 18 年度	530 (100)	20 (3.8)	502 (94.7)	8 (1.5)	411 (77.6)	67 (12.6)	7 (1.3)	36 (6.8)	9 (1.7)

(3) 漏えい等事案の発生元

平成 19 年度における漏えい等事案を発生させた者及び発生場所をみると、表 18 のとおり、「職員」（481 件 (90.6%)) が庁舎内(423 件 (79.7%)) で発生させた件数が多くなっている。

表 18 漏えい等事案の発生元

(単位：件、%)

年 度		平成 19 年度	(参考) 平成 18 年度
漏えい等事案の件数(再掲)		531 (100)	530 (100)
行政機関が管理		482 (90.8)	491 (92.6)
人	職員	481 (90.6)	484 (91.3)
	第三者	1 (0.2)	2 (0.4)
	その他	0 (0)	5 (0.9)
場所	庁舎内	423 (79.7)	447 (84.4)
	庁舎外	54 (10.2)	40 (7.5)
	不明	5 (0.9)	4 (0.8)
委託先が管理		49 (9.2)	39 (7.4)
人	従事者	47 (8.9)	39 (7.4)
	第三者	2 (0.3)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)
場所	委託元庁舎内	40 (7.5)	34 (6.4)
	委託元庁舎外	9 (1.7)	5 (0.9)
	委託先事業所内	1 (0.2)	1 (0.1)
	委託先事業所外	8 (1.5)	4 (0.8)
不明		0 (0)	0 (0)

(4) 漏えい等事案への対応状況

平成 19 年度における漏えい等事案への対応状況についてみると、表 19 のとおり、「本人等への情報提供」、「事案の公表」、「情報の回収」が多くなっており、すべての事案において再発防止策が実施されている。

表 19 漏えい等事案への対応状況

(単位：件、%)

年 度		平成 19 年度	(参考) 平成 18 年度
漏えい等事案の件数		531 (100)	530 (100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	472 (88.9)	467 (88.1)
	事案の公表	404 (76.1)	430 (81.1)
	情報の削除等の措置依頼	60 (11.3)	28 (5.3)
	情報の回収	350 (65.9)	393 (74.2)
	関係者の処分等	109 (20.5)	182 (34.3)
	委託契約の解除	0 (0)	1 (0.1)
	再発防止策	531 (100)	529 (99.8)
	その他	28 (5.3)	10 (1.9)
上記以外に対応中又は対応を検討中		2 (0.4)	7 (1.3)

(注) 1 件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と漏えい等事案の件数とは一致しない。

(5) 再発防止策の措置状況

平成 19 年度における漏えい等が発生した場合の再発防止策をみると、表 20 のとおり、「職員の指導監督」、「職員の教育研修」を実施する機関が多くなっている。

表 20 再発防止策の措置状況

(単位：件、%)

年 度		平成 19 年度	(参考) 平成 18 年度
再発防止策を講じた事案の件数（再掲）		531 (100)	529 (100)
内訳	組織的安全管理措置	管理体制の整備	55 (10.4) 111 (21.0)
		規程・マニュアルの整備・見直し	92 (17.3) 99 (18.7)
		職員の教育研修	134 (25.2) 165 (31.2)
		職員の指導監督	440 (82.9) 442 (83.6)
		委託先の指導監督	45 (8.5) 35 (66.2)
	物理的安全管理措置	誤送付・誤送信防止措置	11 (2.1)
		紛失・誤廃棄防止措置	12 (2.3) 14 (2.6)
		盗難防止措置	4 (0.8)
	技術的安全管理措置	暗号化措置	6 (1.1)
		アクセス制御措置	9 (1.7) 11 (2.0)
		誤送付・誤送信防止のためのシステムの改修措置	33 (6.2)

(注) 1 件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と漏えい等事案の件数とは一致しない。

(6) 関係者の処分等

平成 19 年度における漏えい等事案に係る関係者の処分等は、表 21 のとおり、109 件（漏えい等事案全体の 20.5%）となっている。

処分は、訓戒が 104 件と多く、懲戒処分は 14 件となっている。

表 21 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	漏えい等事案の件数（再掲）	関係者の処分等（再掲）				(参考) 関係者の処分等 実施機関数	
		刑事告 発等	うち保護法 の罰則要件	懲戒	訓戒		
平成 19 年度	531 (100)	109 (20.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (2.6)	104 (19.6)	14 機関（漏えい等事案のある機関は 20）
(参考) 平成 18 年度	530 (100)	182 (34.3)	5 (0.9)	1 (0.1)	8 (1.5)	175 (33.0)	8 機関（漏えい等事案のある機関は 14）

(注) 1 件の事案において複数の処分等に該当するものがあるため、各処分等の件数の計と関係者の処分等の件数とは一致しない。

(7) 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

平成 19 年度においては、漏えい等に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟はなかった。

参考

各指標の経年推移

※ 各表の番号、標題及び様式は本文に対応。

表1 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関数、%)

年 度	総 数	要措置事案のある機関	未措置事項がある場合				要措置事案なし	
			全部措置済み	対応予定あり	対応予定なし	監査直後のため方針未定		
平成19年度	40 (100)	20 (50.0)	12 (30.0)	8 (20.0)	0 (0)	0 (0)	20 (50.0)	
平成18年度	39 (100)	23 (59.0)	8 (20.5)	12 (30.8)	0 (0)	3 (7.7)	16 (41.0)	
平成17年度	28 (100)	19 (67.9)	10 (35.7)	4 (14.3)	0 (0)	5 (17.9)	9 (32.1)	

表2 点検を行った保護管理者数

(単位：人、%)

年 度	保護管理者数	うち点検を実施した保護管理者の数
平成19年度	26,916	26,111(97.0)
平成18年度	26,288	25,619(97.5)
平成17年度	21,060	20,330(96.5)

表3 教育研修の実施状況

(単位：回)

年 度	教育研修の回数	総括保護管理者が実施した教育研修の回数			他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数
		特定部局又は地方支分部局単位で実施した教育研修の回数	他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数	他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数	
平成19年度	8,430 (100)	135 (1.6)	7,959 (94.4)	336 (4.0)	
平成18年度	6,579 (100)	288 (4.4)	5,945 (90.4)	346 (5.3)	
平成17年度	5,148 (100)	104 (2.0)	5,044 (98.0)	—	

表4 個人情報ファイルの状況

(単位:ファイル)

年 度	区分	(総数)	(内 訳)			
			1万人未満	1万人以上 10万人未満	10万人以上 100万人未満	100万人以上
平成 19年度	計	83,485 (100)	60,877 (72.9)	15,954 (19.1)	6,548 (7.9)	106 (0.1)
	電算処理	73,520 (88.1)	52,580	14,387	6,455	98
	マニュアル処理	9,965 (11.9)	8,297	1,567	93	8
平成 18年度	計	81,222 (100)	59,067 (72.7)	16,616 (20.5)	5,427 (6.7)	112 (0.1)
	電算処理	71,275 (87.8)	50,899	14,933	5,341	102
	マニュアル処理	9,947 (12.2)	8,168	1,683	86	10
平成 17年度	計	80,624 (100)	59,207 (73.4)	16,360 (20.3)	4,963 (6.2)	94 (0.1)
	電算処理	70,672 (87.7)	51,007	14,812	4,769	84
	マニュアル処理	9,952 (12.3)	8,200	1,548	194	10

表5 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位:ファイル、%)

年 度	区分	業務委託等 を実施した もの	業務委託等の内容別の内訳(複数該当あり)			派遣 労働者	
			業務 委託	業務委託先別の内訳 (複数該当あり)			
				民間事業者等	その他		
平成 19年度	計	67,511 (100)	67,306 (99.6)	67,305 (99.7)	1 (0.0)	206 (0.3)	
	電算処理	67,248 (99.6)	67,186	67,185	1	63	
	マニュアル処理	263 (0.4)	120	120	0	143	
平成 18年度	計	65,613 (100)	65,389 (99.7)	65,388 (99.7)	1 (0.0)	227 (0.3)	
	電算処理	65,380 (99.7)	65,278	65,277	1	105	
	マニュアル処理	233 (0.3)	111	111	0	122	
平成 17年度	計	66,040 (100)	65,825 (99.7)	65,813 (99.7)	12 (0.0)	218 (0.3)	
	電算処理	65,819 (99.7)	65,713	65,701	12	109	
	マニュアル処理	221 (0.3)	112	112	0	109	

表6 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年 度	法令に基づく場合	社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合
平成 19 年度	2,161	656
平成 18 年度	2,131	638
平成 17 年度	2,218	650

表7-1 処理の状況(開示請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	受付件数	前年度からの持ち越し件数	他機関から移送を受けた件数	計	決定等を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	他機関に全部を移送した件数	次年度に処理を持ち越した件数
平成 19 年度	74,756	743	11	75,510 (100)	74,077 (98.1)	262 (0.3)	15 (0.0)	1,156 (1.5)
平成 18 年度	74,817	552	10	75,379 (100)	74,419 (98.7)	203 (0.3)	14 (0.0)	743 (0.9)
平成 17 年度	64,618	—	8	64,626 (100)	63,899 (98.9)	168 (0.3)	6 (0.0)	553 (0.9)

表7-2 処理の状況(訂正請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	受付件数	前年度からの持ち越し件数	他機関から移送を受けた件数	計	決定等を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	他機関に全部を移送した件数	次年度に処理を持ち越した件数
平成 19 年度	22	0	2	24 (100)	22 (91.7)	0 (0)	2 (8.3)	0 (0)
平成 18 年度	4	1	0	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 17 年度	7	—	0	7 (100)	6 (85.7)	0 (0)	0 (0)	1 (14.3)

表 7-3 処理の状況(利用停止請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案		事案の処理状況			
	受付件数	前 年 度 か ら の 持 ち 越 し 件 数	計	決定等を行って 事案の処理を終 了した件数	取り下げられ た件数	次年度に処理を 持ち越した件数
平成 19 年度	5	0	5 (100)	4 (80.0)	0 (0)	1 (20.0)
平成 18 年度	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 17 年度	5	—	5 (100)	3 (60.0)	2 (40.0)	0 (0)

表 7-4 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

年 度	訂 正 請 求				利 用 停 止 請 求			
	件数	区別別の内訳(複数該当あり)			件数	区別別の内訳(複数該当あり)		
		訂正	追加	削除		利用の 停止	消去	提供の 停止
平成 19 年度	22	21	0	2	5	4	4	2
平成 18 年度	4	4	0	0	0	0	0	0
平成 17 年度	7	6	0	2	5	3	0	2

表 8-1 処分の状況(開示決定等)

(単位：件、%)

年 度	決 定 等 の 件 数	開 示 決 定 等			不 開 示 決 定	(全 部 及 び 一 部 を 開 示 し た も の の う ち) 裁 量 的 開 示
		全 部	一 部			
平成 19 年度	74,097 (100)	72,739 (98.2)	13,580 (18.3)	59,159 (79.8)	1,358 (1.8)	0 (0)
平成 18 年度	74,434 (100)	73,475 (98.7)	13,059 (17.5)	60,416 (81.2)	959 (1.3)	0 (0)
平成 17 年度	63,896 (100)	63,258 (99.0)	12,009 (19.0)	51,249 (81.0)	638 (1.0)	0 (0)

表 8-2 処分の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	決定等の 件数	訂正決定		不訂正決 定
		全部	一部	
平成 19 年度	22 (100)	1 (4.5)	1 (4.5)	0 (0) 21 (95.5)
平成 18 年度	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0) 5 (100)
平成 17 年度	6 (100)	1 (16.7)	0 (0)	1 (16.7) 5 (83.3)

表 8-3 処分の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	決定等の 件数	利用停止決定		不利用停 止決定
		全部	一部	
平成 19 年度	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0) 4 (100)
平成 18 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0) 0 (0)
平成 17 年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0) 3 (100)

表 9-1 期限の延長、遵守の状況 (開示決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30 日以内又は 期限までに		延長手続を 採らなかつた 事案のうち 30 日以内に		延長手続を 採つた事案の うち延長した 期限までに		期限の特例を 適用した事案の うち通知した 期限までに	
		決定 された もの (①③⑤ の合計)	決定 されな かつた もの (②④⑥ の合計)	決定 された もの (①)	決定 されな かつた もの (②)	決定 された もの (③)	決定 されな かつた もの (④)	決定 された もの (⑤)	決定 されな かつた もの (⑥)
平成 19 年度	74,097 (100)	74,005 (99.9)	92 (0.1)	73,623 (99.4)	79 (0.1)	376 (0.5)	2 (0.0)	6 (0.0)	11 (0.0)
平成 18 年度	74,434 (100)	74,378 (99.9)	56 (0.0)	74,136 (99.6)	51 (0.0)	241 (0.3)	5 (0.0)	1 (0.0)	0 (0)
平成 17 年度	63,896 (100)	63,825 (99.9)	71 (0.1)	63,642 (99.6)	70 (0.1)	166 (0.2)	1 (0.0)	17 (0.0)	0 (0)

表9-2 期限の延長、遵守の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかつたもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかつたもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかつたもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかつたもの (⑥)
平成19年度	22 (100)	22 (99.9)	0 (0)	15 (68.2)	0 (0)	5 (22.7)	0 (0)	2 (9.1)	0 (0)
平成18年度	5 (100)	5 (100)	0 (0)	3 (60.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)
平成17年度	6 (100)	6 (100)	0 (0)	5 (83.3)	0 (0)	1 (16.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表9-3 期限の延長、遵守の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかつたもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかつたもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかつたもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかつたもの (⑥)
平成19年度	4 (100)	4 (100)	0 (0)	2 (50.0)	0 (0)	2 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成18年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成17年度	3 (100)	3 (100)	0 (0)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表 10-1 全部又は一部を不開示とした理由（開示決定等）

(単位：件、%)

年 度	全部又は一部を不開示とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に該当	保有個人情報不存在	存否応答拒否	その他
平成 19 年度	60,517 (100)	59,176 (97.8)	911 (1.5)	40 (0.0)	421 (0.7)
平成 18 年度	61,375 (100)	60,457 (98.5)	784 (1.3)	17 (0.0)	130 (0.2)
平成 17 年度	51,887 (100)	51,308 (98.9)	612 (1.2)	14 (0.0)	17 (0.0)

表 10-2 全部又は一部を不訂正とした理由（訂正決定等）

(単位：件、%)

年 度	全部又は一部を不訂正とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手続きが定められていることによるもの	その他
平成 19 年度	21 (100)	21 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 18 年度	5 (100)	4 (80.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0.0)
平成 17 年度	6 (100)	6 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (16.7)

表 10-3 全部又は一部を不利用停止とした理由（利用停止決定等）

(単位：件、%)

年 度	全部又は一部を不利用停止とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手続きが定められていることによるもの	その他
平成 19 年度	4 (100)	3 (75.0)	0 (0)	1 (25.0)	1 (25.0)
平成 18 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 17 年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (100)

表 11-1 不服申立ての件数

(单位：件)

区分	年 度	不服申立ての件数	審査請求	異議申立て
開示請求	平成 19 年度	371	174	197
	平成 18 年度	153	119	34
	平成 17 年度	79	62	17
訂正請求 関係	平成 19 年度	5	5	0
	平成 18 年度	2	1	1
	平成 17 年度	1	1	0
利用停止 請求関係	平成 19 年度	1	1	0
	平成 18 年度	0	0	0
	平成 17 年度	1	1	0

表 12-1 不服申立て事案の処理状況

(单位：件、%)

表 13-1 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数

(単位：件、%)

年 度	区分	裁決・決定等により処理を終了した件数	不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数				
			90 日以内	90 日超半年以内	半年超9か月以内	9か月超1年以内	1 年超
平成 19 年度	開示請求関係	191 (100)	28 (14.6)	100 (52.4)	20 (10.5)	18 (9.4)	25 (13.1)
平成 18 年度	開示請求関係	52 (100)	9 (17.3)	20 (38.5)	13 (25.0)	6 (11.5)	4 (7.7)
	訂正請求関係	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 17 年度	開示請求関係	5 (100)	0 (0)	1 (20)	4 (80)	0 (0)	—

表 14 審査会における審査状況

(単位：件、%)

年度	区分	審査会	諮問件数	前年度からの持ち越し件数	計	答申件数	うち諮問庁の判断は			取り下げられた件数	次年度に持ち越した件数
							妥当であるとしたもの	一部妥当でないとしたもの	妥当でないとしたもの		
平成 19 年度	開示請求関係	内閣府	168	38	206	147 (100)	127 (86.4)	18 (12.2)	2 (1.4)	1	58
		会計検査院	4	0	4	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0	2
		計	172	38	210	149 (100)	129 (86.6)	18 (12.1)	2 (1.3)	1	60
	訂正請求関係	内閣府	3	0	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	3
平成 18 年度	開示請求関係	内閣府	67	24	91	49 (100)	37 (75.5)	8 (16.3)	4 (8.2)	4	38
	訂正請求関係		1	0	1	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0
平成 17 年度	開示請求関係	内閣府	32	—	32	7 (100)	4 (57.1)	2 (28.6)	1 (14.3)	1	24

表15 行政機関個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位:件)

		平成19年度	平成18年度	平成17年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	7	4	1
	前年度から係属	2	3	—
	係属 計	9	1	1
	判決	5	1	0
	取下げ	1	1	0
	審理中(次年度に持ち越し)	3	2	1
高等裁判所 (控訴審)	新規提訴	2	1	0
	前年度から係属	0	1	0
	係属 計	2	0	0
	判決	1	1	0
	取下げ	0	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	1	0	0
最高裁判所 (上告審)	新規上告	1	1	0
	前年度から係属	1	0	0
	係属 計	2	1	0
	判決	1	0	0
	取下げ	0	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	1	0	0

表 16 漏えい等事案の件数(発生形態別)

(単位:件、%)

年 度	漏えい等事案の件数	発 生 形 態 別						
		誤送付 ・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出	盜難	その他
平成 19 年度	531 (100)	329 (62.0)	68 (12.8)	9 (1.7)	81 (15.3)	14 (2.6)	9 (1.7)	14 (2.6)
平成 18 年度	530 (100)	339 (64.0)	66 (12.4)	16 (3.0)	79 (14.9)	10 (1.9)	4 (0.8)	9 (1.7)
平成 17 年度	320	—	—	—	—	—	—	—

(注) 平成 18 年度以降、発生形態別で調査。

表 17 漏えい等事案の内容(個人情報の種類及び事案の規模)

(単位:件、%)

年 度	漏えい等事案の件数(再掲)	個人の数							
		情報の種類	国民等 及び職員	国民等	職員	1人～5 人	6人～50 人	51人～ 100人	101人～ 1,000人
平成 19 年度	531 (100)	29 (5.4)	481 (90.6)	21 (4.0)	372 (70.0)	98 (18.5)	16 (3.0)	37 (7.0)	8 (1.5)
平成 18 年度	530 (100)	20 (3.8)	502 (94.7)	8 (1.5)	411 (77.6)	67 (12.6)	7 (1.3)	36 (6.8)	9 (1.7)

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 18 漏えい等事案の発生元

(単位：件、%)

年 度		平成 19 年度	平成 18 年度
漏えい等事案の件数(再掲)		531 (100)	530 (100)
行政機関が管理		482 (90.8)	491 (92.6)
人	職員	481 (90.6)	484 (91.3)
	第三者	1 (0.2)	2 (0.4)
	その他	0 (0)	5 (0.9)
場所	庁舎内	423 (79.7)	447 (84.4)
	庁舎外	54 (10.2)	40 (7.5)
	不明	5 (0.9)	4 (0.8)
委託先が管理		49 (9.2)	39 (7.4)
人	従事者	47 (8.9)	39 (7.4)
	第三者	2 (0.3)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)
場所	委託元庁舎内	40 (7.5)	34 (6.4)
	委託元庁舎外	9 (1.7)	5 (0.9)
	委託先事業所内	1 (0.2)	1 (0.1)
	委託先事業所外	8 (1.5)	4 (0.8)
	不明	0 (0)	0 (0)

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 19 漏えい等事案への対応状況

(単位：件、%)

年度		平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
漏えい等事案の件数		531 (100)	530 (100)	320 (100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	472 (88.9)	467 (88.1)	299 (93.4)
	事案の公表	404 (76.1)	430 (81.1)	—
	情報の削除等の措置依頼	60 (11.3)	28 (5.3)	30 (9.4)
	情報の回収	350 (65.9)	393 (74.2)	236 (73.8)
	関係者の処分等	109 (20.5)	182 (34.3)	153 (47.8)
	委託契約の解除	0 (0)	1 (0.1)	2 (0.6)
	再発防止策	531 (100)	529 (99.8)	320 (100)
	その他	28 (5.3)	10 (1.9)	—
上記以外に対応中又は対応を検討中		2 (0.4)	7 (1.3)	—

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 20 再発防止策の措置状況

(単位：件、%)

年度		平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
再発防止策を講じた事案の件数（再掲）		531 (100)	529 (100)	320 (100)
内訳	組織的安全管理措置	管理体制の整備	55 (10.4)	111 (21.0)
		規程・マニュアルの整備・見直し	92 (17.3)	99 (18.7)
		職員の教育研修	134 (25.2)	165 (31.2)
		職員の指導監督	440 (82.9)	442 (83.6)
		委託先の指導監督	45 (8.5)	35 (66.2)
	物理的安全管理措置	誤送付・誤送信防止措置	11 (2.1)	19 (5.9)
		紛失・誤廃棄防止措置	12 (2.3)	
		盜難防止措置	4 (0.8)	
	技術的安全管理措置	暗号化措置	6 (1.1)	4 (1.3)
		アクセス制御措置	9 (1.7)	
		誤送付・誤送信防止のためのシステムの改修措置	33 (6.2)	

(注) 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の詳細は、平成 19 年度以降調査。

表 21 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	漏えい等事案の件数（再掲）						(参考) 関係者の処分等実施機関数	
	関係者の処分等（再掲）							
	刑事告発等	うち保護法の罰則要件に該当	懲戒		訓戒			
平成 19 年度			14 (2.6)	104 (19.6)	8 機関 (漏えい等事案のある機関は 20)	14 機関 (漏えい等事案のある機関は 20)		
平成 18 年度	530 (100)	182 (34.3)	5 (0.9)	1 (0.1)	8 (1.5)	175 (33.0)	8 機関 (漏えい等事案のある機関は 14)	

(注) 処分等の詳細については、平成 18 年度以降調査。